

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター 第1期中期計画（案）

目 次

第1 中期計画の期間

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 地域完結型医療の推進
- 2 提供する医療サービスの充実
- 3 医療人育成体制の充実
- 4 医学研究の推進
- 5 医療の質の向上

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 法人運営管理体制の確立
- 2 人材の確保と育成

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 経営基盤の確立
- 2 収益の向上と経費の節減

第5 その他業務運営に関する重要事項

- 1 救急ワークステーションの充実
- 2 ボランティア制度の活用
- 3 分かりやすい情報の発信

【以下 次回（第5回）より審議いただく事項】

第6 予算（人件費見積もりを含む。）収支計画及び資金計画

第7 短期借入金の限度額

第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

第9 重要な財産を譲渡し又は担保に供する計画

第10 剰余金の使途

第11 料金に関する事項

第12 その他佐世保市地方独立行政法人法の施行に関する規則で定める事項

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター（以下「総合医療センター」という。）は、佐世保県北地域の医療を支えていく病院としての認識を持ち、佐世保市長から指示された業務運営に関する中期目標を計画的に達成するため、地方独立行政法人の特徴である自律性、機動性、公共性を最大限に発揮し、佐世保県北地域の住民へのより良い医療の提供と、効果的・効率的な病院運営を目指す。

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター 第1期中期計画（案）

第1 中期計画の期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 地域完結型医療の推進

当院は、地域の基幹病院として、かかりつけ医をはじめとする地域の医療機関、介護福祉施設、行政等との連携を図り、各医療機関からの紹介による患者の受入れや急性期を脱した患者の逆紹介を推進し、機能分担を図るなど、地域医療支援病院としての役割を果たすとともに地域完結型医療を目指す。

また、地域の医療従事者への教育研修体制の充実を図り、地域を担う医療従事者の育成に努め、地域の医療の質の向上に努める。

2 提供する医療サービスの充実

(1) 救急医療

佐世保県北地域の三次救急医療機関として以下の取り組みに努める。

- ・救命救急に携わる医師の確保、医療スタッフ体制の充実
- ・重症患者を受け入れる救急病床の安定確保
- ・医師、看護師等をはじめとする医療従事者の救急医療の臨床教育
- ・佐世保県北地域の医療従事者への救急医療の研修等の実施
- ・救急隊、初期・二次医療機関及び行政との更なる連携強化

(2) がん医療

地域がん診療連携拠点病院として、質の高いがん診療を提供し続けるため、豊富な治療実績や高度な医療機器を生かした診断及び治療を行うとともに、専門スタッフの育成を図る。また、手術・化学療法・放射線治療を適切に組み合わせた集学的治療を行い、患者さんの体への負担や影響が少ない治療に積極的に取り組む。さらに、緩和ケア及び地域の在宅医療体制の充実にも積極的に取り組む。

「がん相談支援センター」を中心として、がんに関する病気の情報提供や相談にも積極的に取り組み、院内がん登録を推進し、がん治療に関する情報発信をより一層充実させるよう努める。

(3) 小児・周産期医療

地域周産期母子医療センターとして、地域の産婦人科医との連携を推進し、ハイリスク出産等に対する安全な分娩管理や母体・新生児の救急搬送に対応する。

小児医療については、地域の小児科医との連携強化し、役割分担のもと、小児救急医療から重篤な疾病を中心に幅広く対応する。

大学との連携を維持強化し、医師の確保に努め、地域の住民が安心して子供を産んで育てる環境づくりに努める。

(4) 高度専門医療

- ①佐世保県北地域において、高度な水準の医療を提供し、維持し続けるため、医療機器の計

画的な導入等による設備の充実を図る。専門スタッフ・医療機器の集約による機能的かつ安全な治療空間を確保するため、平成29年度の内視鏡センターの開設を目指す。

②高度専門医療を総合的に担うために必要な人材確保・研修制度の充実に努める。

(5) 政策医療

地域に不可欠な医療で市の医療施策である三次救急、周産期医療、離島医療、結核・感染症医療、災害医療等について、今後も市の関連機関と協力しながら地域の安全・安心のため公立病院として担う。

3 医療人育成体制の充実

(1) 医師の研修制度の充実

①学生教育の充実

次世代を担う医師の育成のため大学医学部学生の実習受入を積極的に行う。

②研修医育成

教育研修プログラム等の一層の充実及び指導体制の強化を図り、臨床研修指定病院として、研修医の技術・知識の向上に寄与する。

③専門医育成

学会又は日本専門医機構が認定する専門医の研修施設として、専門医の育成に努めるなど、地域における医療の中核となる人材の育成を図る。

(2) 看護師・薬剤師をはじめとする医療従事者の育成の充実

①院内医療従事者の育成

医療の高度化・専門化に適切に対応できる看護師をはじめとした医療従事者の育成のため研修プログラムの充実を図り、資格取得のための支援を行い、病院全体の医療の質の向上を図る。

②学生実習の充実

次世代を担う医療従事者の育成のための実習病院として、看護部・薬剤部・医療技術部や事務部において実習生の受け入れに努める。また、将来の医療人を1人でも多く増やすため、中学・高校生向けの体験・見学プログラムを導入するなどの新たな取組みにも努める。

4 医学研究の推進

医学の進歩へ貢献するため、優秀な人材が集まり、治験や臨床研究活動を行える環境整備の充実、活動に積極的に取り組める体制づくりを推進する。その研究結果をホームページなどで市民にも分かりやすく情報発信する。

5 医療の質の向上

(1) 施設、設備の充実

急性期医療・高度医療を担う基幹病院として、地域の医療需要及び医療技術の進展等から総合的に判断し、高度医療機器・設備の整備を計画的に実施する。

設備に関しては、平成29年度内に内視鏡センターを開設し、より高度な医療の提供に努める。

(2) 医療従事者の確保

地域医療構想に基づく佐世保県北医療圏の今後の病床機能分化等を念頭におきながら、院内医療従事者への負担が大きくならないよう、適正な人員確保に努める。

また、医療従事者にとって、働きやすい環境を整備するため、長時間勤務の改善やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に配慮した制度などを構築し、人材の確保と定着に取り組む。また、子育て中の医療従事者の復職に向けた研修プログラムも整備し、働きやすい病院づくりに努める。

(3) 患者サービスの向上

①患者中心の医療の提供

地域の患者から信頼される病院運営に努め、患者とその家族の立場に立った医療を提供する。

また、入院患者へのオリエンテーションの充実等により、患者サービスの向上に努める。

②快適性の向上

定期的に患者やその家族のニーズを把握し、よりきめ細かなサービスの提供に向けて適正な病院運営の見直しや院内の療養環境の改善に努める。

③患者からの相談に対する対応の充実

患者が安心して医療を受けることができるよう、疾病や治療に関する不安や医療費の負担等の生活上の問題、退院後の療養や介護支援など、患者やその家族が抱える様々な相談に積極的に対応する。

④職員の接遇改善

常に患者やその家族の立場を考え、誠意をもった応対ができるよう、全職員の接遇の一層の向上を図る。

⑤患者の利便性向上

医療費のクレジットカード等による支払方法を拡充し患者の利便性の向上に取り組む。

(4) 安全性の高い信頼される医療

①医療安全対策の徹底

住民に信頼される良質な医療を提供するため、医療安全にかかる体制を強化し、医療事故及び医療事故につながる潜在的事故に関する情報の収集および分析に努める。

医療安全管理の基本的な考え方、事故防止の具体的な手法等を全職員に周知するための研修会等を充実し、院内の医療安全対策を徹底する。

院内感染に対しても、感染対策部門により、院内感染の発生原因の究明及び防止対策の確立に努め、感染源や感染経路などに応じた適切な院内感染予防対策を実施など患者、家族、職員の安全確保に努める。

②法令の遵守と情報公開

公立病院として医療法を始めとする関係法令を遵守するため、法人としてのコンプライアンスを職員へ徹底する。

患者とのより深い信頼関係を構築するために、インフォームドコンセントの徹底や診療録の適正管理に努めるとともに、治療成績やカルテ開示等診療情報の提供等情報開示に努める。

(5) 臨床指標の充実及び開示

臨床指標を用い、診療の実績など様々な角度から提供する医療を評価・分析し医療の質の向上を図るとともに、情報を分かりやすく提供し、地域の住民に親しまれる病院を目指す。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 法人運営管理体制の確立

法人の自律的、機動的な病院運営を行うため、理事会を中心とした組織体制の整備と理事長のリーダーシップの下で、目標達成に向けて全職員が取り組む。

各部門の専門性を發揮し、医療環境の変化に的確にかつ迅速に対応できるよう人員の確保・配置を行い、適正な運営体制を構築する。

また、地方独立行政法人の特性である柔軟性のある予算執行や複数年契約などの民間的経営手法を導入し、効率的な病院運営を行う。

2 人材の確保と育成

職員の専門性や能力を向上するための研修を実施するとともに、職員の業務を適正に評価する評価制度の構築など職員が意欲的に働く環境を整え、職員満足度の向上を図る。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 経営基盤の確立

公立病院として果たすべき医療機能を継続して提供するためには、経常黒字が達成できる経営基盤の確立が不可欠であるため、各部門において目標管理を徹底し、効率的・効果的な病院運営体制の構築に努める。中期計画、年度計画に掲げる組織目標の着実な達成のため経営分析による戦略的な病院運営の実施、職員の病院運営に対する意識改革のため職員へ定期的に病院経営の情報を発信する。

2 収益の向上と経費の節減

(1) 収益の向上

診療報酬改定や医療関連法令の改正、高度化、多様化する医療ニーズなど、医療環境の変化に迅速に対応して適切な施設基準の取得を行い、診療報酬の確保に努める。柔軟な病床運用や地域の医療機関等との役割分担により、病床利用率の向上など収益の向上を図る。

(2) 経費の節減

医薬品、医療材料等の調達にかかる価格交渉の徹底や多様な契約手法、委託業務の見直しや後発医薬品の使用の拡大などを行い、費用の削減・経費の節減に取り組む。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 救急ワークステーションの充実

地域の医療機関と佐世保市消防局との連携強化を図り、医学的教育が必要とされる救急救命士を含む救急隊員に対して、医師から常に最新の知識や技術を受けられる教育研修の充実を図り、救急医療に対する知識・技術を向上させ、救急隊員の質の向上を図る

2 ボランティア制度の活用

細かな気配り・思いやりを患者へ伝えて頂き、患者が安らぎを得られる環境づくりのために、病院ボランティアを積極的に募集し、住民や患者の立場に立ったサービスの提供に取り組む。

3 分かりやすい情報の発信

住民に対して、病院の情報と病気に関する情報をホームページ、広報紙、公開講座等を利用し「より正確に・より分かりやすく・より利用しやすく」提供することに努める。

佐世保市総合医療センター中期計画（案）～第4回評議委員会資料～

前文	中期目標	前文	中期計画
<p>佐世保市総合医療センター(以下、「総合医療センター」という。)は、明治23年に設立された佐世保村立伝染病院を前身とする。その後、名称と建物の変遷を経て拡充発展し、現在では、救命救急センターを始め、地域医療支援病院、地域がん診療連携拠点病院、地域周産期母子医療センター、高次脳卒中センター等の機能を有し、地域の基幹病院としての役割を担っている。</p> <p>しかしながら、佐世保市北地域における医療を取り巻く環境は、少子高齢化の影響で、年少・生産年齢人口の減少が進むなか、医療関係者の高齢化、慢性的な医師不足などの大きな問題に直面している。また、国の社会保障費抑制のための医療制度改革が進められ、市民の医療ニーズも多様化している。このようない厳しい状況下において、総合医療センターが市民に質の高い医療を継続して提供していくためには、経営基盤を安定化させるとともに、医療技術の高度化に対応する体制を確立していくかなければならない。</p> <p>総合医療センターは、現在、地方公営企業法全部適用(以下、「全適」という。)による病院運営を行っている。しかし、上記に述べた今後の医療環境の変化への対応を考えるうえで、全適での病院運営では、地方公務員法など法律の縛りがあり、人材の確保等の問題解決において限界が近づいていると考えられる。</p> <p>そこで、外部の有識者で構成される佐世保市総合医療センター事業懇話会(以下、「懇話会」という。)に諮問し、今後の病院運営に關し検討を重ねてきた結果、平成26年8月懇話会より、佐世保市北地域の医療崩壊を招かないためには、総合医療センターの長期的な安定運営が大切であり、総合医療センターが現在抱えている諸問題を解決するためには、現在の全適から地方独立行政法人へ経営形態を早期に移行する必要があるとの答申が示されたことから、総合医療センターの経営形態を平成28年4月に地方独立行政法人(以下、「法人」という。)へ移行することとした。</p> <p>法人が目指す医療「佐世保市北地域における地域完結型医療」を構築していくなかで、住民が安全でかつ安心して生活していくためには、行政、地域の医療機関、介護福祉施設、医師会をはじめとする医療関係者、住民などが一体となって地域の医療を支えていく必要があり、総合医療センターは、最も高い水準の医療を担うとともに、地域の医療水準を高めていく教育機関としての役割を果たさなければならない。</p> <p>同時に、次世代を担う若い医療人の育成への貢献や、医学の研究・開発への貢献によって、優れた医療人が集まる病院を実現し、地域の医療を長期的かつ安定的に確保していく必要がある。</p>	<p>地方独立行政法人佐世保市総合医療センター(以下「総合医療センター」という。)は、佐世保市北地域の医療を支えていく病院としての認識を持ち、佐世保市長から指示された業務運営に関する中期目標を計画的に達成するため、地方独立行政法人の特徴である自律性、機動性、公共性を最大限に發揮し、佐世保市北地域の住民へのより良い医療の提供と、効果的・効率的な病院運営を目指す。</p>	<p>地方独立行政法人佐世保市総合医療センター(以下「総合医療センター」という。)は、佐世保市北地域の医療を支えていく病院としての認識を持ち、佐世保市長から指示された業務運営に関する中期目標を計画的に達成するため、地方独立行政法人の特徴である自律性、機動性、公共性を最大限に發揮し、佐世保市北地域の住民へのより良い医療の提供と、効果的・効率的な病院運営を目指す。</p>	

佐世保市総合医療センター中期計画（案）～第4回評価委員会資料～

	中期目標	中期計画
	よって、公共性、透明性、自主性という地方独立行政法人の特長を最大限に生かしながら、公立病院として担うべき医療を提供し、住民の健康維持及び増進に寄与することを求め、ここに法人に示す基本的な方針である中期目標を定める。	
第1 中期目標の期間 （法25条2-1）	平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間とする。	平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間とする。
第2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (法25条2-2)	佐世保市北地域の基幹病院として、住民が必要とする良質な医療を提供するため、次に掲げる項目について取り組むこと。	<p>第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 地域完結型医療の推進</p> <p>当院は、地域の基幹病院として、かかりつけ医をはじめとする地域の医療機関、介護福祉施設、行政等との連携を図り、各医療機関からの紹介による患者の受入れや急性期を脱した患者の逆紹介を推進し、機能分担を図るなど、地域医療支援病院としての役割を果たすとともに地域完結型医療を目指す。</p> <p>また、地域の医療従事者への教育研修体制の充実を図り、地域を担う医療従事者の育成に努め、地域の医療の質の向上に努める。</p> <p>2 提供する医療サービスの充実</p> <p>(1) 救急医療</p> <p>平成26年4月に新築した「救命救急センター」について、救急医療に必要な体制を整備し、安定的な稼動を維持すること。</p> <p>並びに、救急隊及び初期・二次医療機関との連携を強化し、重症及び複数の診療科領域にわたる重篤な患者を24時間体制で受け入れ、地域におけるその役割を果たすこと。</p> <p>・救命救急に携わる医師の確保、医療スタッフ体制の充実</p> <p>・重症患者を受け入れる救急病床の安定確保</p> <p>・医師、看護師等をはじめとする医療従事者の救急医療の臨床教育</p> <p>・佐世保市北地域の医療従事者への救急医療の研修等の実施</p> <p>・救急隊、初期・二次医療機関及び行政との更なる連携強化</p>

佐世保市総合医療センター中期計画（案）～第4回評価委員会資料～

中期目標	中期計画
<p>(2) がん医療</p> <p>地域がん診療連携拠点病院として、外科治療、化学療法、放射線治療、その組み合わせによる集学的治療を提供するとともに、緩和ケアや在宅支援にいたるまでの幅広い領域を担うこと。</p>	<p>(2) がん医療</p> <p>地域がん診療連携拠点病院として、質の高いがん診療を提供し続けるため、豊富な治療実績や高度な医療機器を生かした診断及び治療を行うとともに、専門スタッフの育成を図る。また、手術・化学療法・放射線治療を適切に組み合わせた集学的治療を行い、患者さんの体への負担や影響が少ない治療に積極的に取り組む。さらに、緩和ケア及び地域の在宅医療体制の充実にも積極的に取り組む。</p> <p>「がん相談支援センター」を中心として、がんに関する病気の情報提供や相談にも積極的に取り組み、院内がん登録を推進し、がん治療に関する情報発信をより一層充実させるよう努める。</p>
<p>(3) 小児・周産期医療</p> <p>佐世保県北地域の小児救急および地域周産期母子医療センターとしての機能を安定的に維持するため、地域の医療機関と緊密な連携を図りながら引き続き専門性の高い診療に努めるとともに、大学との連携を維持・強化すること。</p>	<p>(3) 小児・周産期医療</p> <p>地域周産期母子医療センターとして、地域の産婦人科医との連携を推進し、ハイリスク出産等に対する安全な分娩管理や母体・新生児の救急搬送に対応する。</p> <p>小児医療については、地域の小児科医との連携強化し、役割分担のもと、小児救急医療から重篤な疾病を中心に幅広く対応する。</p> <p>大学との連携を維持強化し、医師の確保に努め、地域の住民が安心して子供を産んで育てる環境づくりに努める。</p>
<p>(4) 高度専門医療</p> <p>佐世保県北地域において、充実した医療提供体制および高水準の医療機器・設備を備える医療機関として重篤な急性期・専門医療を必要とする患者への高度な診断・手術・治療を伴う医療を提供すること。</p>	<p>(4) 高度専門医療</p> <p>①佐世保県北地域において、高度な水準の医療を提供し、維持し続けるため、医療機器の計画的な導入等による設備の充実を図る。専門スタッフ・医療機器の集約による機能的かつ安全な治療空間を確保するため、平成29年度の内視鏡センターの開設を目指す。</p> <p>②高度専門医療を総合的に担うために必要な人材確保・研修制度の充実に努める。</p>

佐世保市総合医療センター中期計画（案）～第4回評価委員会資料～

中期目標	中期計画
<p>(5) 政策医療</p> <p>民間では担うことが困難で地域に不可欠な医療である三次救急、周産期医療、離島医療、結核・感染症医療、災害医療等については、公立病院の使命として市が必要な経費を負担した上で、今後も維持を図り、地域の安全・安心に努めること。</p>	<p>(5) 政策医療</p> <p>地域に不可欠な医療で市の医療施策である三次救急、周産期医療、離島医療、結核・感染症医療、災害医療等について、今後も市の関連機関と協力しながら地域の安全・安心のため公立病院として担う。</p>
<p>3 医療人育成体制の充実</p> <p>(1) 医師の研修制度の充実</p> <p>医師にとって魅力的な研修プログラムを始めとする育成のための制度を整備すること。</p> <p>また、医学生の実習教育を充実させること。</p>	<p>①学生教育の充実</p> <p>次世代を担う医師の育成のため大学医学部学生の実習受入を積極的に行う。</p> <p>②研修医育成</p> <p>教育研修プログラム等の一層の充実及び指導体制の強化を図り、臨床研修指定病院として、研修医の技術・知識の向上に寄与する。</p> <p>③専門医育成</p> <p>学会又は日本専門医機構が認定する専門医の研修施設として、専門医の育成に努めるなど、地域における医療の中核となる人材の育成を図る。</p>
<p>(2) 看護師・薬剤師をはじめとする医療従事者の育成の充実</p> <p>看護師・薬剤師をはじめとする医療従事者について、資格取得のための支援を行い、病院全体の医療の質の向上とともに、地域の医療従事者等への教育研修を継続して実施し、地域の医療水準の向上に努めること。</p> <p>また、学生の実習教育を充実させること。</p>	<p>①院内医療従事者の育成</p> <p>医療の高度化・専門化に適切に対応できる看護師をはじめとした医療従事者の育成のため研修プログラムの充実を図り、資格取得のための支援を行い、病院全体の医療の質の向上を図る。</p> <p>②学生実習の充実</p> <p>次世代を担う医療従事者の育成のための実習病院として、看護部・薬剤部・医療技術部や事務部において実習生の受入れに努める。また、将来の医療人を1人でも多く増やすため、中学・高校生向けの体験・見学プログラムを導入するなどの新たな取組みにも努める。</p>

佐世保市総合医療センター中期計画（案）～第4回評価委員会資料～

中期目標	中期計画
4 医学研究の推進 最高水準の医療の提供及び医学の進歩に貢献するため、臨床研究活動を支援し、また治験等に積極的に取り組むとともに、研究成果の情報発信に努めること。これらによって、教育及び研究能力を有する優秀な人材が集まる場を醸成すること。	4 医学研究の推進 医学の進歩へ貢献するため、優秀な人材が集まり、治験や臨床研究活動を行える環境整備の充実、活動に積極的に取り組める体制づくりを推進する。その研究結果をホームページなどで市民にも分かりやすく情報発信する。
5 医療の質の向上 (1) 施設、設備の充実 最も高度な水準の医療を提供できる環境を整備し、かつ医療需要の変化に対応できるよう、医療機器の整備・更新等を計画的に進めること。	5 医療の質の向上 (1) 施設、設備の充実 急性期医療・高度医療を担う基幹病院として、地域の医療需要及び医療技術の進展等から総合的に判断し、高度医療機器・設備の整備を計画的に実施する。 設備に関しては、平成29年度内に内視鏡センターを開設し、より高度な医療の提供に努める。
	(2) 医療従事者の確保 地域医療構想に基づく佐世保県北医療圏の今後の病床機能分化等を念頭におきながら、院内医療従事者への負担が大きくならないよう、適正な人員確保に努める。 また、医療従事者にとって、働きやすい環境を整備するため、長時間勤務の改善やワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に配慮した制度などを構築し、人材の確保と定着に取り組む。また、子育て中の医療従事者の復職に向けた研修プログラムも整備し、働きやすい病院づくりに努める。
	(3) 患者サービスの向上 患者やその家族が安心して医療を受けられるような環境整備、信頼できる病院運営に努めること。 (3) 患者サービスの向上 ①患者中心の医療の提供 地域の患者から信頼される病院運営に努め、患者とその家族の立場に立った医療を提供する。また、入院患者へのオリエンテーションの充実等により、患者サービスの向上に努める。 ②快適性の向上 定期的に患者やその家族のニーズを把握し、よりきめ細かなサービスの提供に向けて適正な病院運営の見直しや院内の療養環境の改善に努める。

佐世保市総合医療センター中期計画（案）～第4回評価委員会資料～

中期目標	中期計画
	<p>③患者からの相談に対する対応の充実</p> <p>患者が安心して医療を受けることができるよう、疾病や治療に関する不安や医療費の負担等の生活上の問題、退院後の療養や介護支援など、患者やその家族が抱える様々な相談に積極的に対応する。</p> <p>④職員の接遇改善</p> <p>常に患者やその家族の立場を考え、誠意をもった対応ができるよう、全職員の接遇の一層の向上を図る。</p> <p>⑤患者の利便性向上</p> <p>医療費のクレジットカード等による支払方法を拡充し患者の利便性の向上に取り組む。</p> <p>(4) 安全性の高い信頼される医療</p> <p>医療安全を確保し医療事故防止のため、職員の意識啓発と病院全体の危機管理の充実を図るとともに、診療事故の適正管理、診療情報の適正な提供に努めること。</p> <p>また、医療法をはじめとする関係法令を遵守し、公立病院としてふさわしい行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行うとともに、信頼の基礎となる地域や患者に対する広報機能の強化に努めること。</p> <p>①医療安全対策の徹底</p> <p>住民に信頼される良質な医療を提供するため、医療安全にかかる体制を強化し、医療事故及び医療事故につながる潜在的事故に関する情報の収集および分析に努める。医療安全管理の基本的な考え方、事故防止の具体的な手法等を全職員に周知するための研修会等を充実し、院内の医療安全対策を徹底する。</p> <p>院内感染に対しても、感染対策部門により、院内感染の発生原因の究明及び防止対策の確立に努め、感染源や感染経路などに応じた適切な院内感染予防対策を実施など患者、家族、職員の安全確保に努める。</p> <p>②法令の遵守と情報公開</p> <p>公立病院として医療法を始めとする関係法令を遵守するため、法人としてのコンプライアンスを職員へ徹底する。</p> <p>患者とのより深い信頼関係を構築するために、インフォームドコンセントの徹底や診療録の適正管理に努めるとともに、治療成績やカルテ開示等診療情報の提供等情報開示に努める。</p>

佐世保市総合医療センター中期計画（案）～第4回評価委員会資料～

中期目標	中期計画
(5) 臨床指標の充実及び開示 医療の質を数値で客観的に評価できる臨床指標を用い、様々な角度から病院指標の評価・分析すること。また、患者にとって理解しやすい病院情報を開示するとともに、医療の質の向上を図ること。	(5) 臨床指標の充実及び開示 臨床指標を用い、診療の実績など様々な角度から提供する医療を評価・分析し医療の質の向上を図るとともに、情報を分かりやすく提供し、地域の住民に親しまれる病院を目指す。
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 （法25条2-3）	第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
1 法人運営管理体制の確立 法人の運営を的確に行うため、理事会等の組織体制を整備して経営責任を明確にし、法人内で適切な権限配分による自立性の拡大を図ること。 また、地方独立行政法人の特性である理事長のリーダーシップの発揮や柔軟且つ適切な人員の確保・配置による効率的・効果的な運営体制を確立し、迅速な意思決定や民間的経営手法の導入とともに単年度予算主義ではない柔軟性のある予算執行や複数年契約などの民間的経営手法を導入し、効率的な病院運営を行う。	1 法人運営管理体制の確立 法人の自律的、機動的な病院運営を行うため、理事会を中心とした組織体制の整備と理事長のリーダーシップの下で、目標達成に向けて全職員が取り組む。 各部門の専門性を發揮し、医療環境の変化に的確にかつ迅速に対応できるよう人員の確保・配置を行い、適正な運営体制を構築する。 また、地方独立行政法人の特性である柔軟性のある予算執行や複数年契約などの民間的経営手法を導入し、効率的な病院運営を行う。
2 人材の確保と育成 意欲を引き出す人事給与制度の構築や教育研修・福利厚生の充実を図り、職員が働きやすい魅力ある職場環境の確保に努めること。	2 人材の確保と育成 職員の専門性や能力を向上するための研修を実施するとともに、職員の業務を適正に評価する評価制度の構築など職員が意欲的に働ける環境を整え、職員満足度の向上を図る。
第4 財務内容の改善に関する事項 （法25条2-4）	第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置
1 経営基盤の確立 経常黒字が達成できる経営基盤を維持すること。 また、意識改革のための環境を整備し経営マインドを醸成することによって、採算性の重視や経営状況の迅速な把握や対処が可能な健全な運営を図ること。	1 経営基盤の確立 公立病院とし果たすべき医療機能を継続して提供するためには、経常黒字が達成できる経営基盤の確立が不可欠であるため、各部門において目標管理を徹底し、効率的・効果的な病院運営体制の構築に努める。中期計画、年度計画に掲げる組織目標の着実な達成のため経営分析による戦略的な病院運営の実施、職員の病院運営に対する意識改革のため職員へ定期的に病院経営の情報を発信する。

佐世保市総合医療センター中期計画（案）～第4回評価委員会資料～

中期目標	中期計画
<p>2 収益の向上と経費の節減</p> <p>(1) 収益の向上 適正な在院日数や病床管理、診療報酬の改定や法改正等への的確な対応により収益を確保すること。</p>	<p>2 収益の向上と経費の節減</p> <p>(1) 収益の向上 診療報酬改定や医療関連法令の改正、高度化、多様化する医療ニーズなど、医療環境の変化に迅速に対応して適切な施設基準の取得を行い、診療報酬の確保に努める。柔軟な病床運用や地域の医療機関等との役割分担により、病床利用率の向上など収益の向上を図る。</p>
<p>(2) 経費の節減 医薬品、医療材料、医療機器などの適切な購入や後発医薬品の導入促進、民間委託等の適正な推進など、地方独立行政法人制度の利点を生かした効率的な病院運営を行うこと。</p>	<p>(2) 経費の節減 医薬品、医療材料等の調達にかかる価格交渉の徹底や多様な契約手法、委託業務の見直しや後発医薬品の使用の拡大などをを行い、費用の削減・経費の節減に取り組む。</p>
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項 (法25条2-5)</p>	<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 救急ワークステーションの充実 救急ワークステーションの充実を図ること。 ボランティア制度の活用 ボランティアを活用したサービスの向上を目指すこと。 分かりやすい情報の発信 ホームページや市民公開講座、広報紙等を利用し、住民へ向けて分かりやすく病院情報(診療内容など)や病気に関する情報などを提供すること。

佐世保市総合医療センター中期計画（案）～第4回評議会資料～

前文

第1 中期計画の期間

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 地域完結型医療の推進
- 2 提供する医療サービスの充実
- 3 医療人育成体制の充実
- 4 医学研究の推進
- 5 医療の質の向上

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 法人運営管理体制の確立
- 2 人材の確保と育成

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

- 1 経営基盤の確立
- 2 収益の向上と経費の節減

第5 その他業務運営に関する重要な事項

- 1 救急ワークステーションの充実
- 2 ボランティア制度の活用
- 3 分かりやすい情報の発信

【次回（第5回）より審議いたたく事項】

- | | |
|---|------------------------|
| 第6 予算（人件費見積もりを含む。）収支計画及び資金計画 | 第7 短期借入金の限度額 |
| 第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 | 第9 重要な財産を譲渡し又は担保に供する計画 |
| 第10 剰余金の用途 | 第11 料金に関する事項 |
| 第12 その他佐世保市地方独立行政法人法の施行に関する規則で定める事項 | |

